

つくば市の本庁舎駐車場と
公用車の効率的な運用に係る
民間提案募集実施要領

令和 7 年（2025 年） 8 月

財務部公共資産利活用推進課

1 趣旨

この要領は、市が選定したテーマについて民間企業やNPOなどの法人（以下、民間事業者という。）から提案を求め、財政コストの軽減など公共施設マネジメントの改善につながる提案を選定し、提案者との協議を経て事業化を図る手続きについて必要な事項を定める。

2 募集テーマ等

民間事業者から提案を募集するテーマ・条件等は以下のとおりである。

(1) 募集テーマ

- ア つくば市の本庁舎駐車場の効率的な運用
- イ つくば市の公用車の効率的な運用

(2) テーマ選定理由・背景

つくば市では、「本庁舎駐車場維持管理」と「公用車維持管理」において、運用の効率化や経費の削減に向けた検討を行っている。

本庁舎駐車場維持管理では、維持管理費が来庁者駐車料金収入を大幅に上回る状況や管理事務の煩雑化等が問題となっている。一方、公用車維持管理では、予約管理システムの機能が十分ではないこと（分析ができない、使いたい時間や車種の予約が困難等）が問題となっている。これらの問題を、民間事業者の提案を受け、公民連携し、解消していくこととした。

(3) 問題解決のための課題

各テーマの問題解決のための課題は、以下のとおりである。

- ア つくば市の本庁舎駐車場の効率的な運用
 - ・ 市役所駐車場として適切な維持管理費用の検討及びその範囲での運営
 - ・ 適正利用の推進と繁忙期の円滑な運用方策の検討
 - ・ 駐車場管制装置の保守、運用等を含む維持管理業務の削減、効率化
 - ・ 職員駐車場定期券管理業務の削減、効率化
- イ つくば市の公用車の効率的な運用
 - ・ 公用車の詳細な稼働率集計と適正台数配置
 - ・ 公用車の予約適正化、鍵貸出手続きの簡略化や無人化、運行記録のデジタル化
 - ・ 公用車維持管理業務の削減、効率化

(4) 条件

上記の課題解消及び以下のテーマごとに設定したいいずれかの条件を満たすこととする。なお、提案はア、イどちらかのテーマに対する提案のほかア、イ両方のテーマに対する一括提案でも提案できることとする。

ア つくば市の本庁舎駐車場の効率的な運用

- ・デジタルツール等の活用により事務の効率化を示せること
- ・維持管理費用の削減又は収入の増加を示せること
- ・行政サービスの向上又は創出が見込めること

イ 公用車の効率的な運用

- ・デジタルツール等の活用により事務の効率化を示せること
- ・駐車台数を最適化し、敷地全体の有効活用が見込めること
- ・行政サービスの向上又は創出が見込めること

3 参加形態

単体又は企業共同体（企業共同体の場合は、提案者の構成員と役割を全て明確にする。）

4 提案資格要件

提案者は、公募開始日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けてないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録事業者指名停止措置基準又はつくば市入札参加指名停止措置等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けてないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営んでいないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てをしていないこと。
- (8) 市税（つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合）、本店所在地の都道府県税、法人税及び消費税について滞納がないこと。

5 提案書提出方法等

提案書は、テーマ（本庁舎駐車場維持管理、公用車維持管理）毎に提出するものとし、その他は以下のとおりとする。

(1) 提出先

茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1

つくば市財務部公共資産利活用推進課

電話番号 029-883-1111

電子メール fnc040@city.tsukuba.lg.jp

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期間内に届いた配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期間及び事前相談

提案書提出期間は、令和 7 年（2025 年）8 月 18 日（月）8 時 45 分から令和 7 年（2025 年）9 月 19 日（金）16 時 30 分までとする。（土日祝日を除く）

また、民間事業者は、提案書提出前に提案内容について市に事前相談をするものとする。事前相談をする際は、事前相談申込書（様式 1）を電子メールで送付し、日程調整を行うものとする。質問等も事前相談期間（8 月 12 日（火）から 9 月 17 日（水）までの土日祝日を除いた期間）内に確認するものとする。

(4) 提出書類（共同企業体の場合は、ウ～カは企業毎に提出してください。）

ア 提案申込書（様式 2）

イ 提案企画書（任意様式）

ウ 誓約書（様式 3）

エ 企業概要書（様式 4）

オ 商業、法人登記簿謄本又は登記事項証明の写し

カ 申し込み日から 3 カ月以内に発行された市税（つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合）本店所在地の都道府県税、法人税及び消費税の納税証明書

(5) その他提出にあたっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 書類提出に係る費用は提案者の負担とする。

ウ 提出部数は正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出とする。

エ 提出された提案書は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）の規定による請求に基づき、同条例第 5 条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

6 審査方法等

(1) 審査方法

透明性及び公平性を確保し適正に提案内容を審査するため、つくば市の本庁舎駐車場と公用車の効率的な運用に係る民間提案候補者選定審査委員会（以下、審査委員会という。）を設置し、同審査委員会において提案書等の審査を行い、委員長及び各委員が提案者ごとの評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位が最も多い者が2人以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

ア 全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計

イ 提案書、ヒアリング等に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

ウ 提案者に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

エ 公共施設マネジメントの改善効果に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(2) 審査項目・評価基準等

以下の表のとおりとする。なお、審査はテーマ毎に実施するものとする。

審査項目	評価基準等	配点
1 提案書、ヒアリング等に関する項目（配点 65 点）	1 提案内容が課題解決に的確に対応しているか。	20
	2 提案内容の実現性があるか。	15
	3 既存の手法にはない新しいアイデアやアプローチがあるか。	15
	4 市民や利用者視点での工夫がみられるか。	15
2 提案者に関する項目（配点 20 点）	1 類似業務の実績や事業遂行能力があるか。	10
	2 業務実施体制やスケジュールに無理がないか。	10
3 公共施設マネジメント改善効果に関する項目（配点 15 点）	1 コスト削減や事務効率化などの工夫があるか。	15
※両方のテーマに提案した場合は、それぞれの提案に5点加点とする。		

(3) プレゼンテーション

- ア 実施日 令和7年(2025年)10月14日(火)予定
なお、集合時間については提案者ごとに案内する。また、提案者が多数の際、別日を設け、実施日を数回に分ける場合がある。
- イ 実施場所 つくば市役所 本庁舎 5階 庁議室
- ウ 参加人数 参加人数は3人以内とする。
- エ 発表時間 提案20分、質疑応答10分とする。
なお、準備に要する時間は発表時間に含めないものとする。
- オ 留意事項 プレゼンテーションは、事前に提出した提案書類等をもとに行うこと。
追加の提案や資料の配布は認めない。
プレゼンテーションに係る費用は提案者の負担とする。

(4) 審査結果の通知・公表

審査を受けた提案者全員に対し、郵送及び電子メールで審査結果を通知し、審査結果を公表する。なお、提案者は審査結果について、通知した日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）にその説明を求めることができる。
説明の要求方法については、電子メール又は任意様式の要求書持参とする。

(5) 候補者を選定しない場合について

審査委員会は、提案者や提案内容が以下の事項に該当する場合は、候補者を選定しないことができるものとする。

- ア 評価点の合計が6割未満の場合
- イ プレゼンテーションを欠席した場合又は指定時刻までに参集できなかった場合
- ウ 提案内容が本要領の内容から逸脱していると認められる場合
- エ テーマの実現が十分に達成できないと判断できる場合
- オ 提出書類に虚偽があった場合
- カ 必要な書類を提出しなかった場合
- キ その他、不正な行為を行ったと認められる場合

7 事業化詳細協議について

(1) 事業化に向けた協議

候補者とつくば市は、提案内容をもとに双方が合意に至るよう事業化に向けて以下のことについて協議を行う。

- ア 諸条件
- イ 費用
- ウ 開始時期

エ 必要な手続き

オ 関係者との調整

(2) 事業化詳細協議の担当

事業化詳細協議に係る担当は以下のとおりとする。

つくば市財務部管財課 庁舎管理係

(3) 協議における留意事項

ア 協議は、原則として候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用が発生する場合は候補者の負担とする。

イ 協議が成立しない場合でも、候補者が協議過程において負担した費用やリスク等については、市は責任を負わないものとする。

ウ 協議が成立し、市で費用が発生する場合は、必要に応じて予算措置の手続きを行うこととする。

エ 本制度は、解除条件付きの制度であり、予算案件が議会で承認されない等により実施できない場合は、提案内容は事業化されないこととする。

オ 事業概要や協議の経過等について必要に応じ、市議会等へ報告することがある。ただし、候補者が知的財産と認めるノウハウ等については公表しないよう配慮することとする。

カ 協議が成立し、事業化が決定した案件については、市ホームページで案件名、提案者名、提案概要について公表することとする。

8 契約について

(1) 契約締結

事業化詳細協議により双方が事業実施に向けて合意に至り、双方の契約締結の準備が整った際は、候補者を契約者とし、つくば市契約規則（平成 9 年つくば市規則第 70 号）に基づき、地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 に定める随意契約を締結するものとする。

(2) 契約の時期

候補者と市は、以下の時点において契約を締結するものとする。

ア 予算措置が不要の場合 協議成立時

イ 予算措置が必要な場合 協議及び予算成立時

9 スケジュール（予定）

(1) 事前相談期間 令和 7 年(2025 年) 8 月 12 日(火)～9 月 17 日(水)

(2) 提案書提出期限 令和 7 年(2025 年) 8 月 18 日(月)～9 月 19 日(金)

(3) プレゼンテーション 令和 7 年(2025 年)10 月 14 日(火)（予定）

(4) 審査結果通知 令和 7 年(2025 年)10 月 21 日(火)（予定）

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (5) 事業化詳細協議 | 令和 7 年(2025 年)11 月上旬～ (予定) |
| (6) 契約締結日 | 令和 9 年(2027 年) 4 月 (予定) |

10 問い合わせ先

本事業の問い合わせ先は「5 提案書提出方法等 (1)提出先」に同じとする。